

～ シリーズ③④ 新型コロナウイルスワクチン接種



<初回(1・2回目)接種が済んでいない12歳以上の方>

12月中の初回接種をご検討ください！

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者は、初回(1・2回目)接種完了後、3カ月を経過した12歳以上の方となります。
現在コロナワクチン接種の実施期間が令和5年3月末までとされているため、オミクロン株対応ワクチンの接種を希望する場合、12月中に初回接種を完了する必要があります。初回接種が済んでいない方は、まずはコロナワクチンコールセンターへご連絡ください。

■予約方法

接種券が届き次第、予約が可能です。

▽Web予約(3～5回目接種のみ)

▽コロナワクチンコールセンター電話予約【☎(48)0900】

▽小児専用電話予約【☎(48)0904】

おかけ間違いのないように



▲Web予約



▲町ホームページ
(ワクチン接種予約)



▲町ホームページ
(5～11歳の接種予約)

乳幼児(生後6カ月以上4歳以下)の接種対象者には、
順次接種券を送付しています。予約などについては、
保健センターへ相談してください。

※ コールセンターでは予約を受け付けできません。



▲町ホームページ
(乳幼児の接種予約)



■問い合わせ先 ▽[接種予約] 阿久比町コロナワクチンコールセンター ☎(48)0900

受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日を除く)

▽[制度全般] 保健センター(オアシスセンター内) ☎(48)1111(内1520・1521)

※ 国・県の通知、ワクチンの供給状況により予定が変更となる場合があります。最新情報は町ホームページを確認してください。

事業者物価高騰対策給付金を給付

原油価格・物価高騰の影響を受けている町内の建設業および製造業を営む中小企業者、または小規模事業者を対象に給付金を給付します。

■対象者

▽令和4年4月1日時点で町内に住所を有する個人事業者、町内に本店または主たる事務所を有する法人で、日本産業分類に掲げる建設業または製造業を営み、令和3年分または直近の事業年度において事業収入額が100万円以上の者

▽申請時点において事業を営んでおり、令和5年度以降も事業を継続する意思を有している者

▽町税を滞納していない者 など

建設業の業種例

▽一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業などの総合工事業
▽大工工事業、左官工事業、塗装工事業などの職別工事業
▽電気工事業、管工事業などの設備工事業など

製造業の業種例

▽調味料製造業、パン・菓子製造業などの食料品製造業
▽綿紡績業、織物業、その他の衣服などの身の回り品製造業などの繊維工業
▽製材業などの木材・木製品製造業
▽印刷業、製本業などの印刷・同関連業
▽化学工業
▽鉄鋼業 など

■給付額 1事業者につき10万円

■注意事項 給付金の給付は、対象者につき1回のみです。

■申し込み方法 必要書類を産業観光課商工観光係(役場2階19番窓口)まで提出してください。

※ 必要書類など詳細は町ホームページを確認してください。

■申込期限 令和5年1月31日(火)(予算がなくなり次第終了)

■申し込み・問い合わせ先 産業観光課商工観光係 ☎(48)1111(内1225・1226)



▲町ホームページ

